川越街道と

i道と きんとめ 循環型農業の 三 富新田3

●自転車損害保険等に加入してください(平成30年4月1日加入義務化)

●ヘルメットを着用してください(令和5年4月1日着用努力義務化)

●運転中の携帯電話使用等(ながら運転)はしないでください (令和6年5月24日道路交通法一部改正)







048-451-1110

埼玉県南西部地域振興センター

Mail j511110@pref.saitama.lg.jp

SOUTHWEST

彩の国

編集・発行

TEL